

栃木労働局「今月(7月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報

栃木労働局の
公式SNS↓



① 熱中症を予防しましょう！

7月、8月は高温多湿な時期となり熱中症のリスクが高まります。

「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」に取り組み、暑さ指数計で暑さ指数を随時把握し、測定した暑さ指数に応じた熱中症予防対策に取り組み、水分・塩分をこまめに摂取するなど熱中症を予防しましょう。

また先月から改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられましたので、必ず実施しましょう。

なお、いつもと違うと思ったら、直ちに作業を中止し、躊躇せずに「119番」！

② 改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が公布されました！

(公布日:令和7年6月11日)

詳細は今後省令等で定められます。

I ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

① カスタマーハラスメント対策の義務化 (施行日: 公布後1年6か月以内の政令で定める日)

●カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③労働者の就業環境を害すること。

② 求職者等に対するセクハラ対策の義務化 (施行日: 公布後1年6か月以内の政令で定める日)

●求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

II 女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

●令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。(施行日: 令和8年6月11日)

●従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。(施行日: 令和8年4月1日)

【問合せ】栃木労働局雇用環境・均等室 TEL: 028-633-2795

③ 2025「とちぎ障害者合同就職面接会」開催のお知らせ

求人事業主と就職を希望する障害者の方々の対面方式による企業合同就職面接会を県央・県南・県北地区で開催いたします。

	県央	県南	県北
1実施日時	2025/9/25 (木)	2025/9/26 (金)	2025/10/7 (火)
2場所	ライトキューブ宇都宮 宇都宮市宮みらい1-20	小山グランドホテル 小山市神鳥谷202	栃木県庁那須庁舎 大田原市本町2-2828-4
3申込先HW	宇都宮・那須烏山・鹿沼・ 真岡・日光	小山、栃木、佐野、足利	大田原・黒磯・矢板
4参加申込み期限 (求人企業向け)	7月14日	7月3日	8月22日
5申込対象	求職者応募受付期間: 8月25日～9月12日	求職者応募受付期間: 8月25日～9月12日	求職者応募受付期間: 9月8日～9月26日
6実施時間	13:00～16:00 (受付開始 12:30)	13:00～16:20 (受付開始 12:30)	13:00～15:55 (受付開始 12:45)



④ 令和7年度の労働保険の年度更新の手続のお知らせ！（7/10まで）

○令和7年度労働保険年度更新の手続きは、**令和7年6月2日から7月10日まで**です。

◇年度更新申告書の書き方はこちら



労働保険の申請は、カンタン・
便利な電子申請で！

- ★ いつでもどこでも手続き可能！
- ★ 簡単・スピーディに申請！
- ★ ムダな時間やコストも削減！

○令和7年度から雇用保険料率を改定します。
○令和7年度の雇用保険の概算保険料は新しい料率で、
令和6年度の確定保険料はこれまでの料率での申告
をお願いします。

◇雇用保険の料率変更のリーフレットはこちら



○令和6年度確定保険料の算定に当たっては、
年度更新申告書計算支援ツールをご活用く
ださい。

◇年度更新申告書計算支援ツールはこちら



◇労働保険料の口座振替はこちら



法人共通認識基盤（GBizID）を
ご利用ください



⑤ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中です！（4/1～7/31）

○**令和7年4月1日～7月31日**は多くの新入学生がアルバイトを始める期間です。
アルバイトを始める前に、労働条件について一度確かめてみませんか？

また、キャンペーン期間中は相談窓口も設置しています。お気軽にご相談くだ
さい！



【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室、各労働基準監督署 総合労働相談コーナー

⑥ もっと自分らしい働き方 休み方 Refresh！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化
にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・
休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。



詳しくはこちら
（年次有給休暇取得促
進特設サイト）



⑦ 「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください！

○賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

＊**賃上げ支援助成金パッケージ**:生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇
用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上
げ」を支援。（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

＊**とちぎ賃上げ加速・定着支援金**:5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に
取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、1企業あたり最大100万
を支給する制度。

【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL028-666-7111

＊**働き方改革推進支援センター相談窓口**:中小企業における労働環境整備、例えば、
賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの
相談対応

【問合せ】働き方改革推進支援センター TEL0120-800-590

「賃上げ」支
援助成金パッ
ッケージにつ
いてはこちら



とちぎ賃上げ
加速・定着支
援金につい
てはこちら



働き方改革推
進支援セン
ターについ
てはこちら

